

2026 年 9 月 30 日

さいたま市長

清水 勇 人 殿

2027 年度市政運営及び
予算編成に関する要望書

日本共産党さいたま市議会議員団

はじめに、重点テーマについての予算を要望いたします。

■物価高騰対策

1. すべての市民を対象にした水道料金の引き下げを一時的であっても行うこと。
2. 市内小規模企業者等へ支援金を支給すること。
3. 肥料・資材高騰に対応した農業者への営農支援の補助を行うこと。
4. 中学校の給食費を無償にすること。
5. 0～2歳児の保育料を無償にすること。
6. 物価高騰対策の施策は、マイナンバーカードやクレジットカード、スマートフォンの保有等の障壁をつくらず、すべての市民に届くかたちで実施すること。
7. 国民健康保険税を国の制度に上乗せして高校卒業まで均等割の全額減免をすること。

■気候変動対策

1. 小学校体育館及び特別教室のエアコン設置が100%となるよう、計画を前倒して一気に進めること。
2. エアコンの効きをよくするため、学校施設の最上階の天井や窓の断熱改修を急ぐこと。
3. 小中学校の給食調理室にエアコンを設置すること。
4. 小中学校の屋外テントやプールの遮熱対策、ミストシャワーの設置など、熱中症対策を行うこと。
5. 訪問系介護サービス事業所に対して、暑さ対策の物品の購入費補助を行うこと。障害福祉分野の訪問系事業所や、介護保険事業を行っていない訪問看護ステーションも支援の対象とすること。
6. 市内のバス停で日よけがないバス停に、屋根をつけること。
7. 公共施設の故障したエアコンを早急に修繕すること。

■ジェンダー平等実現のための政策

1. 各種審議会、委員会、協議会、政策立案部門の半数を女性の委員とするため積極的に女性を登用し、女性の地位向上を図り、社会参画の場を拡大すること。
2. 女性管理職を拡大するため、女性市職員及び女性教職員の幹部養成と、女性幹部職員登用の比率を国が示している30%を上回る目標をもってとりくむこと。
3. 男女共同参画センターの機能の充実を図ること。
4. 男女共同参画相談室等において行われている女性の悩み相談事業について、相談員の処遇を改善し、あらゆるハラスメントの防止、児童虐待と関連するDV防止などに向けた啓発、対策を講じること。

■公共交通政策

1. 市民の交通権を保障し、環境と人にやさしい交通政策を確立するための交通基本条例を制定すること。
2. 高齢者に対する運賃助成制度を創設すること。
3. AI デマンド交通を、基幹的な交通を補完するものとして導入を進めること。
4. 住民の要求に沿ったバス運行を実現するよう、民間バス会社を支援すること。

続きまして、部局ごとに予算を要望いたします。

■都市戦略本部

1. 不要不急の開発計画、大宮駅周辺地域戦略ビジョン、地下鉄 7 号線延伸事業、核都市広域幹線道路建設及び関連する大型道路、都市計画道路などの大型公共事業の計画は見直し、中止すること。
2. PPP/PFI は公共施設建設および管理運営において様々な問題を生み出しているため、公共施設整備にあたって一定額以上の契約を条件に PPP/PFI 導入を検討することはやめ、直営を基本にすること。
3. 「公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方」は撤回し、市民負担増の押し付けはやめること。

■総務局

1. 本庁及び各区の正規職員を増員し、長時間残業を解消すること。あわせて専門的な研修を受ける機会を保障し、職員の専門性を高めるとともに、公共施設が本来の役割を十分に果たせるよう、必要な運営費と人員を確保すること。
2. 平和行政の推進について
 - (1) 「非核平和都市宣言」を行うこと。
 - (2) 平和首長会議に市長が参加すること。
 - (3) 学校教育、社会教育において戦争と被爆の悲惨さを知らせ、戦争体験者や被爆者の話を子どもたちに聴かせるなど平和教育を積極的に取り入れること。
 - (4) 広島・長崎の平和記念式典への市内中学生の派遣を継続し、参加生徒数を増やすこと。
 - (5) 原爆の灯をともし続けている常泉寺に対する助成を行い、とりくみを広く知らせること。また、市長のメッセージを市のホームページで公開すること。
3. 自衛隊について
 - (1) 自衛官募集のための住民基本台帳の名簿提供には、今後も協力しないこと。
 - (2) 自衛隊機及び米軍の市上空での飛行や自衛隊の基地外の訓練については、自衛隊・防衛庁に対し事前の報告を求め、その内容を市ホームページで公開すること。

(3) 災害訓練が名目であっても、地方自治体からの要請がなく、地方自治体を自衛隊に従わせるやり方の訓練に対しては、協力しないこと。

(4) 市や区のイベントに自衛隊関連の武器や武装の展示をさせないこと。

4. マイナンバー制度について、市独自で用途拡大をしないこと。

5. 情報公開と市民参加について

(1) 行政区の権限及び予算の拡大をはかること。当面、生活道路の整備、都市下水路、近隣公園の管理、整備、融資などを区役所業務に加え職員配置を進めるための予算措置を図ること。

(2) 情報公開条例は、市民の知る権利を保障し充実させること。政策決定過程を含めた行政情報を広く公開し、意見を聴取すること。

■ 財政局

1. 公共施設マネジメント計画は、市民が求める公共サービスの充実が図れなくなることから、撤回すること。
2. 財政調整基金の積極活用と減債基金の積み増しの見直しにより物価高騰対策と市民負担軽減にとりくむこと。
3. 債権回収対策基本計画に「債権回収事業は市民の生活実態を考慮し、生活再建につなげることを重視すること」と明記すること。
4. 本庁舎駐車場警備員の熱中症対策を講じること。
5. 賃金条項型の公契約条例を早期に制定すること。

■ 市民局

1. DV 被害者支援について、住民票を移さずにさいたま市内に避難している DV 被害者の実態をつかみ、必要な支援や情報が届くように他自治体と連携すること。
2. 犯罪被害者支援について、性暴力被害者のために病院拠点型のワンストップ支援センターを設置すること。また、犯罪被害者相談窓口を各区役所に設置し、被害者からの相談に丁寧に対応できるようにすること。
3. 痴漢対策について、被害の実態把握のため、男女平等参画に関する市民意識調査の中に痴漢被害の実態を記入する項目を入れること。また、「男女共同参画のまちづくりプラン」に、痴漢対策を位置づけ、痴漢撲滅のために関係機関と連携して取り組むことを明記すること。
4. 消費生活総合センター及び浦和・岩槻消費生活センターの職員増員をさらにすすめる、職員の処遇改善を図ること。また、職員の研修を充実させること。
5. 見沼ヘルシーランドについて、高齢者・障がい者と同様に、一般市民の利用料金も引き下げ、他の同種市有施設との整合性を図ること。また、東浦和駅からの無料送迎バスを復活させること。

6. 新治ファミリーランドについて、温泉棟の使用時間を延長し、宿泊者については入浴料を無料にすること。
7. 武蔵浦和コミュニティセンターについて、他館申請できるようにすること。
8. 文化・芸術予算を大幅に増額すること。
9. 香害に苦しんでいる市民に心を寄せ、啓発や調査などの対策を講じること。

■スポーツ文化局

1. バスケットボール、フットサル、スケートボードなどができるスポーツ公園の建設をさらに進めること。
2. 市民スポーツセンターを増やし、スポーツ振興費を増額すること。
3. スポーツ施設の利用料金の軽減をはかること。
4. 次世代型スポーツ施設についてはこれ以上の検討はやめ、断念すること。
5. 市民会館うらわについては、利用者市民の声をヒアリングする機会を設けること。搬入搬出や、ホワイエの運用等、利用者が安心して使えるように必要な措置を講じること。

■保健衛生局

1. 後期高齢者医療保険制度について

- (1) 後期高齢者検診において、市独自で心電図、貧血検査など検査項目を増やすこと。
- (2) 資格確認書を全員に送付する対応を継続すること。

2. 市内の医療体制の充実について

(1) 市立病院について

- ① 医師・看護師の確保と定着のため、労働条件の向上につとめること。定員増をはかり、充足率の向上を図ること。とりわけ小児科医と精神科医の増員をはかること。
- ② 看護師の夜勤体制について「3名以上、月6回以内」とすること。
- ③ 医療事故をおこすことのないよう医療体制の整備に万全を期すること。
- ④ 女性医師の計画的配置をすすめる、女性専門外来を創設すること。
- ⑤ 経営については、公営企業法の一部適用を維持すること。
- ⑥ しらさぎ寮の改修を行うこと。
- ⑦ 職員用駐車場を十分に確保すること。

(2) 小児医療体制及び小児一次救急医療体制の充実をはかること。

(3) 市内に、分娩のできる産科医療施設の確保を急ぐこと。

3. 予防医療対策と保健所・保健センターの充実について

- (1) 保健所・保健センターの人員、とりわけ保健師等の専門職をさらに増やすこと。
- (2) 健康診査の内容を充実させ、受けやすくすること。

- ① 乳がん検診の対象年齢は30代から、成人歯科健康診査は20代からに対象年齢をそれ

ぞれ拡大すること。

② 70 歳以下でも、がん検診を無料にすること。

③ 生活習慣病予防特定健診の受診費用に対する市単独予算の増額を行うこと。

(3) 帯状疱疹ワクチン接種助成制度の自己負担額を引き下げること。

4. 国民健康保険制度の充実について

(1) 国民健康保険税を一人 1 万円以上引き下げること。

(2) 県単位化で国保税が値上げにならないよう、法定外繰り入れを継続すること。

5. 動物愛護行政について

(1) 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術を無料にすること。

(2) 動物福祉的な殺処分ゼロを継続すること。

(3) 動物愛護ふれあいセンターをシェルター化すること。

(4) 動物愛護ふれあいセンター内で飼い主のいない猫の去勢・不妊手術を実施すること。

(5) 地域猫を推奨すること。

(6) 災害時にペットの同伴避難が可能な避難所を整備すること。

■福祉局

1. 生活保護行政の改善・充実について

(1) 生活保護のしくみや申請方法について市報に掲載して周知を図り、生活保護は市民の権利であることを知らせる啓発ポスターを公共施設や自治会掲示板等に掲示し、生活保護申請をしやすくすること。

(2) 保護決定まで宿泊できる施設（シェルター）を確保し、利用を周知徹底させること。

(3) ケースワーカーを増員し、社会福祉士の割合を高めること。桜区で起きた生活保護費不正支出問題のような事案が二度と起きないように、ケースワーカーのチーム制を全区で導入すること。

(4) 生活保護世帯に対し、冬季加算額に準じた夏季加算額を、市として法外支給として補助すること。

(5) 生活保護は原則として「居宅介護」となっているため、住居をもたない申請者に対し、安易に無料低額宿泊所の紹介を行わないこと。

2. 生活困窮者の支援について

(1) 社会福祉協議会が実施している生活保護費支給までの緊急生活資金の貸付制度のほかに、市独自で一般市民向けの緊急生活資金貸付制度を創設すること。

(2) 市として緊急生活資金の貸付限度額を引き上げるとともに、据え置き期間・返済期間を延長すること。また、保証人制度の要件を緩和すること。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度は希望する対象者すべてに貸し付けること。

3. 高齢者施策の充実について

(1) 高齢者移動支援事業は希望する方をすみやかに支援できるしくみに見直すこと。

(2) 高齢者による公共交通利用時の補助制度（おでかけ応援制度）を創設すること。

- (3) シルバーフォン緊急通報システム（ペンダント）は希望者全員に全額市費負担で配布し、使用料も市が負担すること。
- (4) 高齢者施設での虐待を防止するために、抜き打ち検査など必要な手立てをとること。
- (5) 難聴者への補聴器購入補助制度を創設すること。

4. 介護保険制度の改善について

- (1) 介護認定の申請から決定までの期日を短縮できるよう対策を強化すること。
- (2) 介護認定の更新等にあたっては、本人の状態、家族等の聞き取りを丁寧に行い、機械的に判断しないこと。迅速な更新につながるよう、体制強化を図ること。
- (3) 特別養護老人ホーム、ショートステイなどの待機者の解消をはかること。また「認知症高齢者」の在宅介護体制を強化しショートステイなどを利用しやすくすること。
- (4) 地域包括支援センターを、高齢者人口の増加に見合う数に増設すること。1ヶ所あたりの高齢者人口について、行政区毎の格差を是正し平準化すること。

5. 障がい児・者の生活と権利の保障について

- (1) 難病患者見舞金制度を復活すること。
- (2) 就労継続支援B型施設は市の責任で整備し、対象者の条件や区分判定の利用制限は、市独自で柔軟に対応すること。
- (3) 特別支援学校を卒業する生徒数に見合う就労先や施設を市の責任で各区に整備すること。特に長時間通所が困難な重度障がい者のために、生活介護施設を市の責任で各区に整備すること。
- (4) 心身障害者医療費支給制度について、年齢・所得制限を撤廃すること。
- (5) 障がい者の社会参加を進めるためにバリアフリー化を推進すること。
 - ① ショートステイ等の居宅介護サービスは、必要なときにいつでも使えるように整備すること。
 - ② 自動車燃料費助成制度の所得制限をなくし、助成額を12,000円に戻すこと。
 - ③ 移動支援の「長時間」利用の報酬単価を引き上げること。
 - ④ 市の公共施設においては、車椅子ドライバー用駐車場、通路に屋根を設置すること。とりわけ、区役所で未設置のところは設置を急ぐこと。
- (6) 障がい者の住まいを保障すること。
 - ① 重度障がい者・医療的ケアが必要な障がい者のために専門的な職員が配置された設備の整った入所施設を整備すること。
 - ② グループホーム運営費補助事業を拡充し、市独自の整備費補助を創設すること。利用者への家賃補助を実施すること。
- (7) 心身障害者福祉手当の所得制限をなくし、増額をすること。
- (8) 各区で行われる防災訓練において障がい当事者も参加して行えるようにすること。
- (9) 補聴器使用者のために公共施設への磁気ループの設置を進めること。
- (10) わーくはぴねす農園さいたま岩槻・さいたま浦和に看護師を配置すること。
夏期、ビニールハウス内の暑さ対策を行うこと。
- (11) 療育センターを利用するすべての児童に通園バスを保障すること。

(12) 療育センターに車で自主通園する保護者のガソリン代を補助すること。

(13) 障がい児を育てる保護者のためのレスパイト施設を増やすこと。

6. 安心して産み育てるために

(1) 妊婦検診を全額公費負担とすること。

(2) 妊娠期からの切れ目ない妊産婦支援サービスをワンストップの窓口で行うこと。また、産後ケア事業の利用料をさらに引き下げること。

■子ども未来局

1. 3ヶ所目の若者自立支援ルームの開設をめざすこと。また、市民にその役割と利用方法等を周知すること。他機関、他部署と相互連携できるよう、庁内、各区役所関連施設等に周知すること。

2. 成人式・二十歳のつどいを、各区または複数区で行う方法に切り替えること。

3. すべてのケアラー支援のため、在宅介護者手当などの経済的支援を実施すること。

4. 保育施設の量と質の向上について

(1) 60名定員以上の、園庭のある認可保育所を増設し、希望するすべての子どもが入所できるようにすること。

(2) 保育料は保護者の所得や子どもの年齢にかかわらず、すべて無料とすること。

(3) 小規模保育C型はさいたま市内で展開しないこと。

(4) 保育施設がAEDを設置するための補助金制度を創設すること。

(5) 「保育施設利用の手引き」に、私立認可保育所の保育理念や保育方針を明記すること。

(6) 公立認可保育所について

① 公立保育所の縮小・統廃合・民営化の計画は撤回すること。

② 現場の声を聞きながら保育士を確保するための具体的な対策を進めること。

③ 産休明け保育を減らさないこと。1・2歳児の定員を増やすこと。

④ 0歳児保育実施園には看護師を全園配置とするよう、市の要綱を改定すること。

⑤ 医療的ケア児入所枠を創設すること。

⑥ 給食の食材は輸入食品、遺伝子組み替え食品の不使用を徹底し、市内の農家、県内の農家と協力し、地産地消を推奨すること。

(7) 私立認可保育所について

① 副食料費も無償とすること。

② 運営費補助金の抜本的拡充を図ること。児童の定員区分の見直しや0歳児の定員割れ削減をやめ、定員定額の補助金に改善すること。

③ 老朽化に伴う新設・改築のための補助を増額すること。

④ 職員雇用対策補助金及び職員処遇改善費補助金を増額すること。また保育士応援手当を12年目以後も支給すること。

⑤ 保育士配置の特例措置は恒常化しないよう、措置期間の期限を設けること。

(8) 病児・病後児保育について、受け入れ児枠を増やすこと。

(9) 認可外保育施設について

① 冬季暖房用灯油の安定確保及び増額出費分の援助を行うこと。

② 施設改善のための補助を増額するとともに、施設増改築のための無担保長期、低利の融資制度をつくること。

(10) 児童虐待における一時保護体制を強化すること。児童福祉司と児童心理士を増員すること。引き続き、教員、保育士、医師、保健師等との連携を強化すること。

5. 子どもの放課後と学童保育政策の充実について

(1) 公立放課後児童クラブの放課後児童支援員の処遇改善を進めること。

(2) 放課後子ども居場所事業は民設学童クラブと競合し、民設学童クラブの運営を圧迫している現状があるためこれ以上は増やさず、現行の放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブに分けた運営にすること。

(3) 放課後子ども居場所事業との保育料（利用料）の格差を埋めるため民設学童クラブ利用保護者へ保育料負担軽減の補助制度を創設すること。

(4) 民間学童クラブへの支援を進めること。

① 施設確保のために独立施設の建設、学校内施設の確保、公的施設の貸与、民間施設の借り上げ貸与・斡旋などより一層の支援をすること。

② 家賃補助は全額補助すること。

③ 46人を超えて子どもを受け入れても、委託金は減額せずに満額支給すること。

(5) 指導員の専門性にふさわしい労働条件を確保するため、国の指導員の処遇改善と委託金補助を満額活用すること。

(6) 障害児加算の基準額を拡充すること。

■環境局

1. 環境対策と清掃事業の充実について

(1) 清掃行政を改善し、市民サービスを向上させること。

① 事業系ごみの削減を強化すること。

② 生ごみのステーション設置について市が積極的にすすめ、助成金を増額すること。また、住民誰もが利用できるように指導すること。

③ ふれあい収集制度の対象を広げること。また、可燃物の収集を週2日とすること。

④ リサイクル推進のため古紙収集等の補助額を増やすこと。

⑤ 家庭ごみの有料化と粗大ごみの収集手数料の引き上げを行わないこと。

⑥ 家庭用電気式生ごみ処理機の購入補助事業は、希望者がすべて補助を受けられるよう拡充すること。

(2) 環境問題を重視し、環境を守り、公害をなくすこと。

① 水害の被害が起きた際は、宅地内も含めて浸水後直ちに防疫洗浄車による消毒を行うこと。

- ② 大気汚染・騒音の常時監視測定局を増設し監視体制を強めること。
 - ③ 全ての公害を発生源で規制し、住民の苦情にすぐ応えられるように体制を強化し、科学的検査機能を強化すること。
 - ④ 三菱マテリアル大宮研究所の放射性廃棄物の保管物安全管理の徹底を行うよう指導すること。引き続き立ち入り調査を行い廃棄物の全面撤去を指導すること。
 - ⑤ 産業廃棄物の排出・処理にあたって、ひきつづき不良不適格業者を厳しく摘発し、根絶を図ること。
 - ⑥ 市内の産業廃棄物不法投棄について、パトロールや監視カメラでの監視などをさらに強化すること。
 - ⑦ 再生資源物の屋外保管に関する条例の対象となっていない「資材置き場」を規制するための条例を制定すること。
 - ⑧ 放射線量測定機器を市として購入し、市民への貸し出しを復活させること。
- (3) アスベスト曝露から市民の命と健康を守るための対策をはかること。
- ① 民間建築物のアスベスト除去に対する助成の増額をはかること。
 - ② 健康・労災・建物改修などのアスベストに関する市民の様々な相談に対応できるよう、弁護士や医師などを含む部局横断的なワンストップ窓口を設置すること。また定期的な検診を実施すること。
 - ③ 官民問わず、再生砕石を使用している土地でのアスベスト含有を調査し対処すること。また、目視だけに頼らず、検査機器を活用すること。また、再生砕石製造過程でのアスベスト混入を防ぐための対策をたてること。
 - ④ アスベスト混入が市民や民間検査機関などから指摘された場合は、指摘者立会いで調査すること。
 - ⑤ NPO 法人はじめ民間の協力も得て、アスベストの早期発見につとめること。

2. 気候危機対策と自然エネルギーの普及について

- (1) 地球温暖化対策の推進にむけて各部局・担当課との連携を強め、CO₂削減目標の達成にむけて具体的な施策を強化すること。
- (2) 公共交通の利用促進を進めること。各事業所での二酸化炭素排出量削減を義務づけること。
- (3) 公共施設にマイボトルの給水所を増設すること。

■経済局

- 1. 多文化共生のとりくみを全庁あげて推進するとともに、市の理念と施策を明確にする条例を制定すること。
- 2. 「食肉卸売市場・と畜場」の事業を存続させ、見沼区宮ヶ谷塔の農地をいかした土地利用を進めること。
 - (1) 食肉中央卸売市場・と畜場については廃止方針を撤回し、国・県や関係者と十分に協議して事業存続の方策を検討すること。

- (2) 移転予定地であった見沼区宮ヶ谷塔については農地をいかし市民が農業に親しめる都市農業公園の整備を検討すること。
3. 各労働団体への助成を拡充し、勤労者福祉の行政を共に推進するために協力関係を強め、定期的に協議、意見交換を行い、制度充実を図ること。
 4. 企業誘致を行う際には、地元での雇用推進を義務づけること。
 5. 「職場におけるハラスメント防止対策」について、市として必要な措置をとること。市のとりくみについて市民へ知らせ、積極的に推進すること。
 6. 若者の就労支援のための職業訓練や就労セミナーなどを充実させること。
 7. 中小企業の経営基盤の強化、地場産業の保護育成、地域経済の安定化、下請け保護など、中小企業振興のための総合的な指針と対策を示す「中小企業振興条例」を制定すること。
 8. 地元中小企業を守るための対策について
 - (1) 融資制度の改善について
 - ① 既存の制度について、既貸付分をふくめ、期間の延長、返済猶予、特別利子補給、保証料の助成などの緊急措置をとるとともに申請から実行までの期間の短縮を図ること。
 - ② 市が関与する融資事業において、金融機関に対して速やかな融資の実行を要請すること。
 - (2) 仕事確保のための対策について
 - ① 市の公共事業や物品購入などは地元発注を中心にする。そのために分離・分割発注で地元優先とし、中小企業発注比率を大幅に向上させること。
 - ② 住宅リフォーム助成制度を創設すること。
 - ③ 市の委託業務や発注工事で業務委託契約を結ぶ際に、適正な労働条件や賃金が確保されるよう市独自の客観的な経費の基準を定め請負業者や下請業者に守らせる「公契約条例」を制定すること。
 - ④ 小規模事業者登録制度について、事業内容や申請方法を対象となる事業者に周知徹底すること。対象事業や手続きの簡素化をはかり広範な小規模事業者が参加できるように改善すること。小規模事業者の担当部署や窓口を設置すること。
 - ⑤ 市内中小企業の賃上げを応援する賃上げ補助制度を創設すること。
 9. 都市農業の振興について
 - (1) 生産緑地の規模要件に満たない農地でも、営農意欲のある農家には市独自で補助や負担軽減をすること。
 - (2) 園芸農産物の安定供給のため、流通機構の確立をはかること。
 - (3) 市の公共事業の緑化については、地元植木の活用の拡充をはかること。
 - (4) 市独自の価格安定保障制度をつくること。
 - (5) 新規就農者への補助制度を拡充すること。
 - (6) 産直・市民農園・有機農産物の生産・供給を支援すること。
 - (7) オーガニックビレッジ宣言に基づいた政策を実施すること。
 - (8) 都市農業公園を設置すること。

■都市局

1. さぎ山記念公園の青少年野外活動センター（キャンプ場）の予約はオンラインで行えるようにすること。

2. 公園整備について

- （１）さいたま市レジャープールのあり方方針を撤回し、老朽化の施設更新と利用料据え置きを前提に計画を立てること。沼影市民プールと同等の機能を有する代替レジャープールの建設を、住民の要望を聞きながら進めること。
- （２）公園用地を積極的に取得し、公園面積の拡充をはかること。
- （３）ボール遊びができる公園を増やすこと。
- （４）市内に残る自然林を市の責任で購入するとともに、管理への補助を行なうこと。

3. 見沼たんぼの保全について

- （１）見沼の農業を守るために地権者、農業者の固定資産税、相続税の減免、及び低金利融資、植木の公共利用など特別の優遇措置をとること。
- （２）県と協議し、見沼田んぼへのごみの不法投棄防止対策を強化すること。
不適切な保管については徹底指導し、撤去させること。
- （３）耕作放棄地をなくし、農業振興のための対策を講じること。農地転用してからもフォローすること。

4. 総合的な交通網整備と交通対策について

- （１）コミュニティバス等導入ガイドラインを見直すこと。
 - ① 収支率（40%以上）を撤廃すること。
 - ② 土日祝祭日の運行を行うこと。
 - ③ 1時間につき2本に増便すること。
 - ④ 料金は、一律100円とすること。
 - ⑤ 全便ノンステップ化を早期に実施すること。
- （２）乗り合いタクシーを拡充すること。
- （３）JR 東日本など鉄道事業者に対し、住民利用者の意見や要望に真摯に応えるよう求め、以下の点を強く要求すること。
 - ① 18歳までを子ども運賃とすること。
 - ② 駅のバリアフリー化を推進すること。
 - ③ 高崎線・宇都宮線の混雑解消、輸送力増強、始発・終電時刻の延長を図ること。駅コンコースに車イスを常備すること。
 - ④ 武蔵野線南浦和駅と東浦和駅の間に新駅を設置すること。
 - ⑤ 駅ごとに利用者の要望をよく聞き、駅舎の改善（改札口の充実、ホームの延長、トイレ、ベンチなど）を行うこと。
 - ⑥ 自転車置き場について、市の責任で駅前に増設すること。
 - ⑦ 高崎線・宇都宮線の列車増発、武蔵野線の大宮駅乗り入れ増発、埼京線の大宮駅以南の運行本数の増発を図ること。籠原～大宮間折り返し列車の増発を図ること。
 - ⑧ 京浜東北線のラッシュ時の増発と東武アーバンパークラインとの相互乗り入れを検

討すること。

- ⑨ 埼京線宮前踏切 1・3・7 番の歩行者の通路が狭く危険なため、対策をとること。
 - ⑩ 川越線（大宮～川越）の全線複線化を図ること。
 - ⑪ 全駅にホームドアを設置すること。
 - ⑫ 埼玉県内を走る全線で、女性専用車両を増やすこと。
 - ⑬ 踏切の拡幅についての協議を進めること。
 - ⑭ 駅の無人化をやめること。
 - ⑮ 鉄道事業者に対し、市民要望が反映されるよう直接交渉を進めること。
- （４）スマイルロードやくらしの道路の積み残しがないようにすること。
- （５）交通信号機の大幅増設と改良を積極的に推進し、高齢者や障がい者が安心して渡れるよう整備すること。道路照明灯、道路標識の整備など、交通安全施設の予算増をはかること。
- （６）自転車ヘルメットの購入費補助制度は 65 歳以上が対象であるため、全世代を対象とするよう変更すること。

5. 住民の声を活かしたまちづくりについて

- （１）浦和駅周辺整備については、交通渋滞緩和、地元商店繁栄の立場を基本に、市民の合意が得られる内容とすること。地元地権者、商店参加のまちづくりを行うこと。
- （２）区画整理完了後、市の所有となる道水路・公園・遊水池等についてはその用地及び築造費は権利者負担軽減のため、市の補助金を増額すること。
- （３）各自治会単位に集会場をつくるため、土地の購入とその貸与、建設費補助金の制度の増額をはかること。
- （４）騒音、排熱など、周辺環境への負荷、景観にも影響することが懸念される都市型大規模データセンターについては、住民との事前協議や説明会を義務付けるなど建設を規制するための条例を制定すること。当面は要綱を作成して市の都市計画上の規制との整合を図るようにすること。

6. 埼大通りのケヤキ並木のケヤキを保全すること。

■建設局

1. マンション建設の規制について

- （１）住民の日照権の侵害や災害の恐れのある建築物や開発行為を規制し、調和のとれたまちづくりを進めるために、「まちづくり条例」を策定すること。
- （２）市の開発指導要綱を改め、近隣住民の同意条項を設けること。また、ワンルームマンションは 30 戸以下に規制すること。中高層建築物について、3 階建てや高さが 7 メートル未満（準工地域・商業地域の場合は 15 メートル未満）の場合でも、近隣住民に影響がある場合には事前届出を適用すること。
- （３）マンションの戸数分の駐車場を確保することを建築主に義務づけること。あわせて敷地内の駐車場の立体化については、住民の意見をよく聞くこと。

- (4) 中高層建築物の幹旋・調停については市が責任をもって解決にあたること。同時に勧告に従わない行為に対する罰則を条例に盛り込むこと。

2. 安心・安全の住宅政策について

- (1) 市営住宅を増設すること。また、居住権の継承を一親等まで認めること。
- (2) 市営住宅の長寿命化計画にもとづく建て替え計画を見直し、戸数を大幅に増やすこと。
- (3) 公共住宅・民間アパートを活用した借り上げの市営住宅の設置を進めること。
- (4) 勤労者住宅建築資金融資制度の内容を充実し、全市民を融資の対象とすること。
- (5) すべての市営住宅に建て替えの有無に関わらずエレベーターを設置すること。

3. 公共施設用地確保のために土地提供者に対する税の特別措置を継続すること。

■水道局

- 1. 県水が値上げされたが、水道事業会計は毎年多額の利益をあげ、経営状態も良好で多額の内部留保を保有しているため、水道料金（基本料・利用料とも）を据え置くこと。場合によっては一般会計から繰り入れて据え置くこと。
- 2. 生活保護世帯の他、児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯などの対象世帯へ水道料金減免制度の周知をはかること。あわせて、安易に給水停止にしないこと。

3. 公共下水道について

- (1) 職員を減らさず、市の責任で運営すること。
- (2) 市街化調整区域においては、公共下水道の整備か合併浄化槽の導入かを市民の意向に沿って進めること。工事予定地域には工事説明会を行うこと。
- (3) 政令市で最も高額である受益者負担金を廃止すること。
- (4) 下水道料金を引き下げること。
- (5) 下水道の不明水調査と改修を早急に行うこと。
- (6) 下水道の誤接調査を一刻も早く完了させ、対策を計画的に進め、早期に解消すること。
- (7) 合流式下水道は分流式下水道に切り替えること。
- (8) 老朽化した下水道管の敷設替えを早急に行うこと。

4. 水害・治水対策について

- (1) 芝川第一調節池の早期完成及び新川などの水害解消に万全を期すこと。
- (2) 都市型水害対策の計画作成や内水ハザードマップの周知、学校や公園・道路など公共施設・住宅を利用した遊水池・地下貯水槽の増設、排水路整備、河川改修を促進すること。河川の両岸の土手の雑草は、定期的に草刈りをする。
- (3) 引き続き内水排除のポンプアップ必要箇所について、全市的調査を行い、年次計画で実施すること。
- (4) 未整備の排水路の改修を急ぐこと。排水路整備後の土地利用については地元の声を聞いて計画を立てること。
- (5) 宅地化のすすんでいる地域での農業用水路の整備については、農家組合、用水組合ま

かせにせず、市が責任をもって行うこと。

- (6) 岩槻西徳力団地・東都住宅・北部公民館周辺・諏訪団地内とその周辺・東海団地・東岩槻駅周辺の水害対策解消の年次計画を策定すること。
- (7) ゲリラ豪雨等による「道路冠水」被害を把握し、適切な対応を行うこと。

■消防局

1. 24 時間使える AED を引き続き増やすこと。そのために、市が管理する AED を屋外型 AED 収納ボックスで管理するなど対策を講じること。
2. 市の救命救急講習をはじめ民間や NPO も含めて AED 講習の拡充をはかること。
3. 消防隊員の負担軽減のため、電動ストレッチャーの導入台数を増やすこと。
4. 災害に強いまちづくりについて
 - (1) 消防職員および消防団員の 100% 充足を達成すること。
 - (2) 防災体制の充実を進めること。
 - ① 防火貯水槽、消火栓を 100% 整備すること。防災予算の増額をはかること。
 - ② 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設の耐震化について関係機関を指導すること。
 - ③ 民間住宅の耐震診断に対する補助制度をさらに拡充すること。
 - ④ 地震などの大規模災害に際して一部損壊の場合の住宅再建の補助、無利子融資制度をつくること。
 - ⑤ 自主防災組織運営補助金の対象品目に「感震ブレーカー」を加えること。
 - (3) 福祉避難所の指定を増やすこと。
 - (4) 第一次避難所としての指定福祉避難所を設置すること。
 - (5) 避難所における感染症対策に万全を期すため、物資の備蓄を十分に進めること。
 - (6) 分散型避難を想定した対応など、各地の豪雨災害の経験を生かした対策を進めること。

■議会局

1. 障がい者の参政権を保障するため、車椅子でも議会を傍聴できるよう、傍聴席のバリアフリー化を早急に行うこと。また、議会棟に「みんなのトイレ」を設置すること。

■教育委員会事務局

1. 日本国憲法を尊重した民主的教育を進めることについて
 - (1) 子どもの命と権利を大切にする観点でいじめ問題にとりくむこと。当事者の子どもと保護者に寄り添った対応をすること。
 - (2) 教職員による、子どもに対する性暴力・性加害・暴言・体罰・盗撮及びハラスメントをなくすこと。

- (3) 「さいたま市学習状況調査」や民間学力テストは、全国、県とあわせてテストが過多になっているため、中止を含めて見直すこと。
- (4) 「部活動の在り方指針」が実施されるよう現場に徹底すること。部活動予算を増額し、保護者負担を軽減するとともに、大会等の派遣の際は全額市費で負担すること。部活動に関わるすべての指導者の暴言・体罰・ハラスメントをなくすこと。
- (5) 中学生の社会体験・職場体験で、大宮駐屯地をはじめとする自衛隊での体験学習を対象から除くこと。
- (6) 包括的性教育を実施すること。
- (7) 市立学校における 1 クラス 30 人以下の少人数学級を、国の計画に先行・上乘せして、早急に実施すること。また、そのための教員の確保に努めること。

2. 教職員の業務軽減と健康管理の充実をはかり、児童生徒一人ひとりに行き届いた教育を保障することについて

- (1) 妊娠および病休等の代替教員を切れ目なく確保すること。妊娠時の体育代替教員を配置すること。
- (2) 臨時的任用教員の割合を引き下げる採用計画に引き続きとりくむこと。臨時的任用教員の正規採用希望者に対し、経験を評価すること。
- (3) スクールアシスタントの処遇を県費教員並みの時給 2,500 円以上に引き上げること。また、学校図書館司書の待遇改善を図ること。
- (4) 教員の精神疾患による病休者が急増しているため、原因究明にとりくみ、実効性のある対策を講じること。
- (5) 多忙な教員を支えるため、スクールサポートスタッフを全校に再配置すること。
- (6) 学校でのうさぎ等飼育は廃止に向けて進めること。
- (7) Sola るーむについて、全校に専任の相談員を配置し、学校開校中は児童生徒がいつでも利用できるようにすること。

3. 教育環境の整備と父母負担の軽減をはかることについて

- (1) 過大規模校を解消するための計画を立て、具体化すること。
- (2) 教育の機会均等の立場から予算配分し、教育条件整備をはかること。
 - ① 学校配当金の需用費を増額し、危険な施設・設備などは緊急に修繕等を行うこと。
 - ② 教育振興費を増額し、PTA・学校後援会や自治会などの寄付行為を中止させること。
 - ③ 大規模改修、トイレ改修等予算を拡充して改修学校数を大幅に増やすことで「学校施設リフレッシュ計画」を前倒し実施すること。
 - ④ 性的マイノリティの生徒への支援策として着替えの場所等を確保すること。
- (3) 教育費用の負担軽減をおこなうこと。
 - ① 自然の教室へのバス代補助金をさらに増額すること。
 - ② 就学援助制度の適用費目を増やすこと。
 - ③ 小中学校入学準備支援金制度を創設し、入学時の負担を軽減すること。
 - ④ 修学旅行費用補助を創設すること。

4. 児童生徒の安全と健康を重視した教育にとりくむことについて

- (1) 運動会・体育祭で児童生徒席へテントを設置するなど暑さ対策を講じること。
 - (2) すべての小学校に交通指導員を定数通り配置すること。そのための公募を行うこと。
 - (3) すべての小学校の正門前に AED を設置すること。
- 5. 安心・安全の学校給食のため、地場産農産物を積極的に使うこと。また有機農産物を取り入れること。**
- 6. 私立学校に通う児童生徒の保護者の負担軽減のため、就学援助制度だけでなく、市単独の補助事業を実施すること。**
- 7. 特別支援教育について**
- (1) 特別支援学級における正規教員の割合を引き上げるとともに、特別支援教員免許の保有割合を増やすこと。
 - (2) 特別支援学級の教職員配置基準を引き上げること。
 - (3) 特別支援学級の教育活動に保護者の参加を要請することをなくすため、教員を十分に配置すること。
 - (4) 放課後等デイサービスについて、支援の質向上のため、市の指導を強化すること。また、保護者の就労を保障できる支援時間にするため、日中一時支援事業が拡大できるよう支援を行うこと。
- 8. 奨学金制度について**
- (1) 相互扶助制度の考え方を学生支援の考え方に転換し、連帯保証人制度は廃止すること。
 - (2) 市の奨学金制度の貸与人数の拡大及び所得基準の緩和を行うこと。
- 9. 不登校の児童生徒とその保護者への支援について**
- (1) 不登校の児童生徒や保護者の思いや要望をよく聴きとり、その声を支援策や学校運営に生かすこと。
 - (2) 不登校支援の場を利用する児童生徒を支援すること。
 - (3) フリースクール利用者への補助を実施すること。
- 10. 「義務教育学校武蔵浦和学園」の建設計画を撤回し、小中学校を 1 校ずつ整備すること。内谷中学校、浦和大里小学校、沼影小学校を存続させること。**
- 11. 市立夜間中学校を設置すること。**
- 12. 社会教育の充実と文化・芸術・スポーツの発展について**
- (1) 九条俳句不掲載訴訟の高裁判決を公民館行政に活かすこと。
 - (2) 公民館は中学校区単位で建設すること。
 - (3) 老朽化した公民館はすみやかに改修、建て替えをすること。
 - (4) すべての公民館についてバリアフリー化をはかるため、エレベーターを設置すること。また、トイレの洋式化を進めること。
 - (5) 社会教育主事は、各館に 1 名以上配置すること。公民館長は有資格者とし、専門職員としての身分を保障すること。
 - (6) 公民館運営費を抜本的に増額し、修繕はすみやかに行うこと。
 - (7) 公民館が社会教育の場としての役割を果たすため、使用料を徴収しないこと。
- 13. 市の文化財や史跡の保護について**

- (1) 文化財保護予算を大幅に増やすと共に文化財保護職員を増やし、市内文化財の調査と保護を実現すること。そのための予算を増額すること。
- (2) 国の特別天然記念物である田島ヶ原サクラソウ自生地のサクラソウを専門家の知見、市民との協働で保全すること。

■選挙管理委員会事務局

1. 投票率向上のため期日前投票所を増設し、移動投票所を創設すること。
2. 障がい者の参政権を保障するため、在宅投票制度を利用しやすくし、投票所のバリアフリー化を進めること。

■後期高齢者広域連合議会に対して要望されたい

1. 特例軽減の廃止や高額療養費の限度額引き上げなどを中止するよう国に意見を上げるよう求めること。
2. 特例軽減の一部廃止や高額療養費の限度額引き上げ分を広域連合で独自に負担し、高齢者の負担を軽減すること。
3. 生活保護基準相当の低所得者に対する独自の減免を拡充すること。

■埼玉県に対して要望されたい

1. ハッ場ダム建設事業によって生じる減価償却費、維持管理費などを水道料金に転嫁して、市民負担を増やすことのないようにすること。
2. 朝鮮学校への補助金を再開すること。
3. 子ども医療費助成制度の対象年齢の引き上げと、市への補助を復活させること
4. 特定健診及び後期高齢者健診の項目に、本人の希望があれば聴力検査を加えること。
5. 障がい者向け県営住宅及びケア付き県営住宅の建設を促進すること。
6. 笹目川とその流域の排水機場のポンプを増強すること。
7. 芝川・鴨川・鴻沼川・綾瀬川など汚れが激しい河川について、浚渫などの浄化対策を促進すること。
8. 古隅田川の拡幅工事を早急に行うこと。
9. 藤右衛門川改修計画における上谷沼治水緑地について、建設促進を含めて早期に完成させること。
10. 被爆者の要望を聞く機会を定期的にもうけ、被爆者救援対策及び被爆者団体への援助を制度として確立すること。
11. 保育所運営費補助の一般財源化を元の補助制度に戻すこと。

■国に対して予算要望されたい

1. 消費税率を5%に引き下げること。
2. インボイス制度を撤廃すること。
3. 最低賃金引き上げへの対応や従業員の社保加入を進めるためにも、中小企業対策予算を大幅に増額するとともに、政府系中小企業向け金融機関の融資枠を拡大すること。
4. 所得税法第56条を廃止し、家族賃金を必要経費と認めること。
5. 農業を国の基幹産業として位置づけ、自給率向上を明確にし、所得保障、価格保障を講じること。米価を支えるため余剰米の買い取りを前倒しで行うこと。米価を引き上げること。米不足を繰り返さないよう、米の増産に舵を切ること。
6. 株式会社の農地取得は、農地の不安定化、荒廃をもたらしかねないので、規制を強化すること。
7. 遊休農地の有効利用を図るよう助成の拡充をはかること。
8. 農家の相続税については、農家の実態に見合うよう改善をはかること。
9. 上下水道事業の民営化を推進しないこと。
10. ILOの「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」を批准すること。
11. 核兵器禁止条約を批准すること。まずは締約国会議にオブザーバー参加すること。
12. 多子世帯ではなくても大学授業料を値下げするための予算措置をとること。
13. 全国学力テストを悉皆調査から抽出調査に変更すること。
14. 中学校と高等学校でも早急に少人数学級を実施すること。
15. 特別支援学級の定員を8名から6名に変更すること。
16. 中学校の学校給食費の無償化を国の責任で実施すること。
17. 子ども医療費助成制度を国の責任で実施すること。
18. 学習指導要領に包括的性教育を位置付けること。
19. 生活保護基準・住宅扶助費の引き下げをやめ、引き上げるよう求めること。
20. 介護報酬をもとにもどすこと。また職員の処遇改善のための特例的財政措置をとること。
21. 心身障害者福祉手当事業の対象範囲を元にもどすこと。
22. 重度障がい者のための入所施設を整備すること。
23. 65歳以上障がい者への介護保険サービス優先利用制度を廃止すること。
24. 0～2歳児の保育料を無償化すること。
25. 保育士配置基準について、1歳児以外でも引き上げをはかること。
26. 子ども誰でも通園制度については保育士配置を保障する給付を創設するとともに現場の声を反映した改善を行うこと。
27. 国保からの出産一時金を増額すること。
28. 子どもの歯科矯正を保険診療の対象とすること。

29. 医療関係経費への消費税の転嫁を行わないこと。物価上昇の影響が経営に影響しないよう支援すること。
30. 紙の保険証を復活させること。
31. 気候変動対策を国の責任で実施すること。
32. 電力会社に対して、再生エネルギーの買い取り量を縮減しないよう求めること。
33. 石炭火力発電所をなくすこと。
34. 公共下水道について、補助事業を大幅に拡大し、事業全体の少なくとも3分の2を補助対象事業として認可すること。また補助率を3分の2以上にすること。
35. 荒川総合治水事業を早期に完成させること。
36. 西部地域の総合治水計画を促進すること。
37. 羽田空港の増便に伴う新飛行経路は住民の安全が脅かされるため、直ちに運用を中止すること。
38. 譲渡所得の特別控除を実状に即して大幅に引き上げるよう国に要求すること。
39. 生活保護受給者に対しエアコンの購入・設置のための助成を行うため、生活保護法の冷房機器の購入費用の支給要件を緩和すること。生活保護法に夏季加算を創設すること。
40. さいたま新都心合同庁舎の花壇に持ち込まれた福島第一原発事故による「除染土」については撤去し、さいたま市民に対して説明会を行うこと。

最後に、行政区ごとに予算を要望いたします。

《西区》

- ① 西大宮4丁目近隣公園の「一部暫定開放」がいつになるのか明示すること。
- ② ニツ宮上の道路改修を急ぎ、改修の完了予定を明示すること。
- ③ 県道56号線の歩道が狭く危険な箇所があるため、歩道の拡張やガードレールの設置を行うこと。
- ④ 所沢新道～治水橋間下り側に歩道がなく危険なため、歩道を設置すること。
- ⑤ 川越線、指扇第4踏切付近から指扇第8踏切付近までの間に側道を開通し、街灯を設置すること。
- ⑥ 西大宮地区に子どもが遊べる児童館や公園や図書館を設置すること。
- ⑦ 西大宮2丁目18-96 福田稲荷神社付近に公園を設置すること。
- ⑧ 指扇公民館の跡地利用の計画を明らかにすること。
- ⑨ 宮前小学校の公設放課後児童クラブに新1年生でも入所できなかったため、希望者全員が入れるようにすること。
- ⑩ 指扇北小学校区に公設放課後児童クラブを設置すること。

- ⑪ ゲリラ豪雨で冠水する箇所が多いため、対策をとること。（特に次の地域…国道2号線指扇のセレモニー辺りやアカシア通り、三橋5丁目1532-5周辺、三橋6丁目485-1周辺、三橋6丁目573-16周辺、西大宮バイパスの宮前IC交差点牛国屋横、西大宮バイパスの宮前IC交差点から北へ宮前2ブロック工事の行われている最終地点辺り道路）
- ⑫ 新大宮バイパス三橋5丁目の歩道橋の老朽化が進んでいるため、手すりとエレベーターを設置すること。
- ⑬ 新大宮バイパス三橋6丁目の歩道橋は指定緊急避難場所である三橋総合公園に渡る場所であるため、横断歩道化を検討すること。
- ⑭ 宮前町西大宮バイパス沿い産業集積拠点工事側に宮前川があるが、側道を遊歩道にすること。
- ⑮ 産業集積拠点宮前2ブロックの林を全て伐採したことにより、小動物が住宅に侵入してきているため、対策をとること。
- ⑯ 宮前町853-1近辺の通学路に手押し式信号機を設置すること。
- ⑰ 西大宮駅改札口外窓側にベンチを設置すること。

《北区》

- ① 芝川の水害対策をすすめ、今羽町の伏せ越し部分の水門を早急に全開し、今羽町及び本郷町の水害被害を解消すること。
- ② 日進北小学校のグラウンドは冠水すると2日間程度水が引かない状態であるため、排水ポンプの容量を増やすとともに鴨川に直接排水するなどの抜本的対策を検討すること。
- ③ 大砂土小学校の大規模化・過大規模化の解消のため、新設校を計画すること。
- ④ 北大宮駅近くの踏切は時間帯によってなかなか開かない。駅入り口を反対側にも作る、地下道や陸橋を作るなどの対策を講じること。
- ⑤ 櫛引2丁目一帯の防災無線の放送の改善を図ること。
- ⑥ 櫛引2丁目の日進幼稚園の交差点付近の道路は地盤が悪く、車が通行時の振動も激しいため、現場調査の結果も踏まえて舗装の抜本的な改修を図ること。
- ⑦ 日進小学校及び日進北小学校の樹木の定期的な調査を行い、倒木などの事故が起こらないよう対策を講じること。
- ⑧ 北部医療センターの医療機能について、産科医療（正常分娩を含む）の入院治療機能を確保するよう、北部医療センター並びにJCHO本部に働きかけること。
- ⑨ 日進駅南口からの七夕通りの歩道上に休憩用のベンチを設置すること。
- ⑩ 土呂駅東口（市民の森側）の駅前広場にベンチを増設すること。
- ⑪ 土呂駅西口から東口にいたる通路にベンチを設置するようJRに働きかけること。

《大宮区》

- ① 大宮駅東口の北階段のエスカレーター設置を、大宮駅の GCS 化構想を待つのではなく、早急に実現するよう整備することを JR 東日本に申し入れ、早急に実現すること。
- ② 大宮駅東口の一般車ロータリー入口の歩行者用信号機の設置については、自治会も要望しているため、早急に設置すること。
- ③ 大宮駅東口から大宮区役所間を往復する、ワンコインのシャトルバスを整備するか、国際興業と提携してワンコインでの運賃となるよう、市としての対応策を講じること。
- ④ 解体工事が終わった旧大宮区役所の一角を、大宮小学校の仮校舎として建設する際に休憩所として屋根付きのスペースとベンチを設置するよう調整すること。
- ⑤ 大宮小学校とその周辺は、地域住民にとっては「賑わい」よりは、静かな教育と住まいの環境を優先させるべきであり、「駅前賑わい拠点」エリアから除外すること。
- ⑥ 大宮小学校の建て替えにあたっては、将来的にも土の校庭と緑をしっかりと残すこと。
- ⑦ 大宮南小学校の過大規模校化を放置することなく、抜本的な対策を講ずること。
- ⑧ 芝川小の通学路となっている見沼代用水西縁脇は、児童の安全のため、年2回の草刈りではなく、回数を増やすこと。
- ⑨ 堀の内交差点から大宮公園入口交差点にかけての、歩道の整備をすること。
- ⑩ 大宮警察署跡地公園の整備は、トイレを備えたボール遊びができる公園を整備すると共に、避難所としても活用でき、住民が交流できる屋内施設を整備すること。
- ⑪ 三橋一丁目グリーンパークマンション前の道路整備を行うこと。
- ⑫ 三橋中央通りの並木交差点を歩車分離とし、整備を行うこと。
- ⑬ 鴻沼川の「15条橋」はあふれる危険があるため、整備を行うこと。
- ⑭ 鴻沼川流域の大成三丁目、櫛引一丁目は大雨が降ると内水氾濫と道路冠水が起きているため市が実施責任を持つ下水道浸水対策を早急に実施すること。
- ⑮ 大成消防署の近くの交差点を歩車分離とするための整備を行うこと。
- ⑯ 桜木駐車場の跡地開発は、周辺道路の交通渋滞に対して、十分な対策を講じ、住宅内の道路が抜け道となり、車両が集中しないようにすること。
- ⑰ 三橋2丁目の「しまむら三橋店」～「三橋二丁目」交差点までの道路と歩道の整備を早急に実施すること。
- ⑱ 櫛引のバス通りの歩道に、水たまりができないように整備すること。
- ⑲ 大成三丁目の鴻沼川地下河川上流の土砂・雑草の除去をすること。
- ⑳ 櫛引ベルク店前のバス通りに、店と駐車場を結ぶ地点に横断歩道を整備すること。

- 21 大宮区内の通学路について、電信柱等によって、児童の通学の妨げになっていないか一斉に点検をし、広く公表するとともに、必要な改修への手立てを講じること。
- 22 区内に市営住宅が 30 戸しかないため、民間の賃貸物件を買い取ることなども含め、戸数を増やす計画を立てること。

《見沼区》

- ① ボトルネックになっている大和田駅東側「野第 20 号踏切」を、区画整理と合わせ拡幅できるように、東武鉄道と協議を進めること。また、検討状況を明らかにすること。
- ② 大宮岩槻線大和田工区の拡幅整備にともない、近隣の生活道路を整備すること。昨年度の回答にある検討状況を明らかにすること。
- ③ 片柳 1・2 丁目地内の農業用水路と並行する排水路を暗渠化し、通路改良を行うこと。
- ④ 片柳、染谷地域から片柳小学校に通学している児童には、バス代を全員、全額支給すること。
- ⑤ 芝川小学校の芝川沿いの通学路は、児童の通学の妨げにならないよう、新学期の始まる前など、草刈りを定期的実施すること。
- ⑥ 中央通りと中川分水通りの交差点の信号を時差式にして、渋滞を解消するため、北側からの車が右折しやすくすること。
- ⑦ 大宮駅に向かう国際興業バスの新道経由の本数を増やし、自治医大病院に行けるように、市の交通政策として国際興業バスに申し入れ、協議すること。
- ⑧ 見沼区からさいたま市立病院へのアクセスをさらに改善するよう、市の交通政策として国際興業バスに申し入れるとともに、コミバスの路線増設を含めて検討すること。
- ⑨ 大和田駅・七里駅南口の駅前広場の整備及び駅前の狹隘道路の改善をすすめるよう、特別の手立てをとること。
- ⑩ 下水道整備を早急に進めること。調整区域であってもまとまった住宅地については、公共下水道を早急に整備すること（山・御蔵・染谷・片柳・大谷）。また、受益者負担金は高すぎるので引き下げること。受益者負担の水準を含め、整備計画を住民に早めに知らせること。
- ⑪ 見沼区の区画整理地区の事業の進捗を図り、長期化している地区には、特段の支援を強めること。
- ⑫ 片柳・七里・東大宮の各コミュニティセンターの駐車場を拡張すること。七里コミュニティセンターにあっては、臨時駐車場にとどまらず、長期的に利用できるような措置をとること。
- ⑬ 公民館を増やすこと。特に要望の多い、東大宮、春野地区への整備を図ること。また、公民館（春岡・七里・大砂土東・片柳）のバリアフリー化をいっそう進

めること。とりわけ構造上設置が可能とされている七里公民館では、エレベーターの設置を急ぐこと。

- ⑭ 健康福祉センター東楽園「ゆーぱるひざこ」への無料送迎バスを、染谷地域・中川地域からも利用できるように改善すること。

《中央区》

- ① 鴻沼川の側道を散歩道として整備すること。
- ② 高沼用水路は常時水を流し、衛生管理を向上させること。土砂の堆積除去を行うこと。
- ③ 与野体育館にエアコンを設置すること。
- ④ 大戸公民館にエレベーターを早期に設置すること。
- ⑤ 八幡通り延長線上の大宮 17 号バイパスの横断歩道を左右両側に設けること。
- ⑥ 中央通りの傾斜がひどく、雨天時に浸水する家屋等があるため、対策と改修を図ること。
- ⑦ 本町通りに関して以下の点について改善すること。
- ・本町通と八幡通りの交差点に右折信号（本町通り沿い）を設置すること。
 - ・本町通りを歩行者と自転車が安全に通行できるよう改善すること。具体的には、本町通りの東側歩道部分にでている電柱等（NTT20 本、交通標識 10 本など）を撤去及び道路外に移設すること。
- ⑧ 与野本町駅及び駅周辺に関して以下の点を改善すること。
- ・送迎車用の駐車スペースをつくること。
 - ・現ロータリーを削り、車両がスムーズに通行できるよう改善すること。
 - ・JR や店舗とも協議して、駐輪場を増設・整備すること。
 - ・東口コンコースに入る南向きスロープを設置すること。
 - ・屋外公衆トイレを設置すること。
 - ・西口ロータリー北の歩行者信号と横断歩道を 10m ほど先の交差点に移設すること。
- ⑨ 与野中央公園（東側）内に公衆トイレ（洋式トイレ）を新設すること。
- ⑩ （仮称）与野中央公園にドッグランを早期に設置すること。また、どんぐりの森の傾斜に手すりを設置すること。
- ⑪ 北与野駅に下りエスカレーターを設置するよう JR に要望すること。
- ⑫ 区役所内に消費生活センターの相談窓口を常設すること。

《桜区》

- ① 県道宗岡さいたま線の西部病院前から大泉院通り間の歩道を拡幅し、安全確保を図ること。
- ② 道場 2 丁目のドラッグストアセイムスから南元宿 2 丁目の共同製本(株)間は、土合中学校の通学路になっているため、ガードレールやポールなどを設置し、

早急に安全対策を図ること。

- ③ 新開通りを拡張すること。
- ④ 開通した町谷本太線の西堀トンネルの歩道にガードレールを設置すること。
- ⑤ 神田 707 番地とこうやまストア間の交差点に歩行者用信号を設置すること。
- ⑥ 田島 9 丁目 25 番地と 27 番地間の横断歩道は通学路になっていることから歩行者用信号を設置すること。
- ⑦ 田島 9 丁目 31 番地（株）セイウンと田島 9 丁目 26 番地間に横断歩道を設置すること。
- ⑧ 国道 463 号線埼大通りの埼玉大学東側（下大久保 255 番地）と浦和エメラルドグリーン（上大久保 79-2）の間の道からスマートホームシステム実証実験ハウス側に横断歩道を設置すること。
- ⑨ 中浦和駅前に公衆トイレおよび図書館の返却ポストを設置すること。
- ⑩ 作田排水路（大久保領家）・道の下排水路（道場 2 丁目）に蓋をかけること。
- ⑪ 土合公民館にエレベーターを設置すること。
- ⑫ 避難タワーを設置すること。

《浦和区》

- ① 駒場スタジアムのバックスタンド前列の座席については、樹脂製座席の劣化が進んでおり、雨水が内部に溜まり観客が濡れる不具合も発生しているため、早急に交換すること。
- ② 浦和駅西口から、市役所前までの 100 円区間のバスを復活できるよう、民間バス会社への補助を創設すること。
- ③ 災害時に地域の住民にも重要な拠点となる針ヶ谷小学校の屋外トイレについては、故障が頻発していることから、調査を実施し、不具合を解消すること。
- ④ 旧公務員領家住宅跡地については、地域住民の要望する「防災公園」としての整備を計画すること。
- ⑤ 与野駅東西口を結ぶ地下道は、大雨が降ると雨漏りが激しく歩行者が濡れてしまうため、修繕すること。
- ⑥ 浦和パルコの 8 階から 10 階は、市民利用の公共施設があるが、視覚障がい者のためエレベーターに音声アナウンスを導入すること。
- ⑦ 浦和コミュニティセンターに、電光案内表示だけでなく、音声アナウンス等インフォメーションを設けること。
- ⑧ 浦和駅から県庁通りと玉蔵院通りの交差点の信号機と、埼大通りと常盤 10 丁目の生活道路の交差点の信号機は、歩行者用視覚制限灯器で危ないため、改善すること。
- ⑨ 浦和駅東口で、バス待ちの市民のためにベンチを拡充すること。
- ⑩ 北浦和駅東口の駅前大規模駐輪場の閉鎖にともない、市が市営駐輪場整備をはじめ、危機感をもって駐輪場を整備すること。

- ⑪ 北浦和駅の東西口で、雨の日の移動も濡れないように、屋根の区間を拡充すること。
- ⑫ 北浦和駅周辺に児童センターを建設すること。
- ⑬ 北浦和駅東口から県道 65 号（山崎あたりまで）について、バスの本数が多いが道が狭く危険なため、道幅の拡張や、バス停箇所のみでも拡張をすること。
- ⑭ 駒場緑地をベビーカーでも散歩できるように整備すること。
- ⑮ 常盤公園のボール遊びの規制を緩和すること。浦和区内で中学生がボールを使える公園を増やすこと。
- ⑯ 国道 463 号バイパス（本太工区）の 4 車線化にともない、信号機、防音壁の撤去については再考すること。
- ⑰ 岸町には、県庁通りをのぞいて路線バスが通っていないため、既存バス会社へ路線拡大を市から要望すること。
- ⑱ 木崎、瀬ヶ崎地区は狭い道が多いため、コミュニティバスやオンデマンド交通などを推進すること。
- ⑲ 調公園のじゃぶじゃぶ池を、昨今の猛暑対策としても復活させること。

《南区》

- ① 京浜東北線東側に児童センターを設置すること。
- ② 笹目川遊歩道にベンチを設置するなど、整備を進めること。
- ③ 市が管理する藤右衛門川上流の暗渠部内の堆積土砂を全部除去するとともに、流出先の藤右衛門川（県管理）の川床が高いため、大雨時などには内水氾濫などの被害を招いている。100%排出できるよう県に要望すること。
- ④ 浦和競馬場の夜間競馬・場外馬券販売の開催日数を減らすこと。また開催時には住民に十分周知するとともに警察と連携して十分な防犯対策と交通安全対策を講じること。近隣への砂塵被害の低減策をとること。
- ⑤ 白幡沼遊歩道、上谷沼運動広場に仮設トイレなどでの対応も含め、トイレを設置すること。
- ⑥ コミュニティバスの路線を馬場先通り経由に変更すること。
- ⑦ 南浦和駅東西口を結ぶ自由通路を確保すること。東口にトイレを設置すること。北口改札を作ること。
- ⑧ 白幡保育園前の交差点について信号機設置などの安全対策を行うこと。
- ⑨ 武蔵野線の客車・貨物車による騒音・振動を低減すること。また草の刈り払いを適時行うこと。
- ⑩ 武蔵浦和駅周辺「花と緑の散歩道」の花や木の手入れと補植を行うこと。
- ⑪ 整備予定の「JR 環境空間」について、住民の要望を踏まえて計画の策定、実施を進めること。
- ⑫ 武蔵浦和駅について、武蔵野線側に改札口を設置すること。また改札口直近にエレベーターを設置すること。

- ⑬ 大谷口・太田窪土地区画整理地内において、道路、下水道の整備が 30 年近く放置されている現状のため、早期に着工すること。
- ⑭ 浦和大里小学校から田島通りに抜ける市道に歩道スペースを確保すること。
- ⑮ 松本地区の水害対策を緊急に講じること。
- ⑯ 大谷口公園、円正寺第一公園の調整池の容量を増やす策を講じること。
- ⑰ 南消防署、六辻公民館の建て替えを早期に実施すること。
- ⑱ 谷田公民館の改修を早期に実施し、エレベーターを設置すること。トイレの洋式化は改修を待たずに実施すること。
- ⑲ 産業道路「南浦和駅入り口」について、信号を歩車分離信号に変更し、自動車の右左折時の交通事故を防ぐこと。

《緑区》

- ① 東浦和駅前の「イオンタウン東浦和」に期日前投票所を設置すること。
- ② 大間木調整池の橋を撤去したあとは井沼方公園に付随する施設として新たな橋をかけなおすこと。
- ③ 見沼代用水西縁沿い、国道 463 号線から新見沼大橋有料道路のあいだに公園等を活用して公衆トイレを設置すること。
- ④ 浦和駅東口バス停の屋根を利用したミスト装置を設置すること。
- ⑤ 原山市民プールを存続させること。再整備にあたっては原山公民館・原山支所と一体に計画をたて、住民要望を取り入れた施設整備を行うこと。当面、25mプールの改修、遮熱対策の拡充、温水シャワーの導入、トイレの洋式化をすすめること。
- ⑥ 国道 463 号線沿いの歩道整備を吉祥寺前交差点前まで進めること。
- ⑦ 市立病院行のバス路線を増やすとともにより早い時間帯の運行、および東浦和駅から市立病院への便数を増やすよう国際興業バスに求めること。
- ⑧ 美園小学校・美園南中学校通学のために綾瀬川に橋を設置すること。
- ⑨ 美園臨時グラウンド北側からイオン浦和美園店へ抜ける道路（市道 P-388 号線）に速度制限を明示すること。また登下校の時間帯をスクールゾーンに設定すること。
- ⑩ イオン美園店北側、463 号線の交差点は距離があり、高齢者や子ども、障がい者が渡りきれないことがあるため、エレベーター付きの歩道橋を設置するなど対策をとること。
- ⑪ 旧国道 463 号線と国道 122 号の大門交差点の上り方面に右折信号を設置すること。
- ⑫ 県道 105 号線（さいたま鳩ヶ谷線・日光御成街道）の浦和代山郵便局北側は道路が狭く、事故も起きているので、拡幅等安全対策を進めること。

《岩槻区》

- ① 大雨により本丸・慈恩寺・徳力・小溝・東岩槻地域で内水氾濫がおこるなど、深刻な状況が続いているため、水害対策を講じること。
- ② 岩槻区の下水道普及率は24年度0.05%の上昇、25年度は0.2%の上昇にとどまっているため、受益者負担金軽減などの助成制度を進め、計画を前倒しですすめて下水道の普及率を向上させること。
- ③ 岩槻区役所が月に1回日曜日に開庁し、丸山記念総合病院も日曜日の診療をしているため、コミュニティバスを土日祝日も運行すること。また、住民組織が「休日運行」を求めた場合、速やかに「需要調査」を行うこと。
- ④ 「おりづる号」は、ワゴン車を大型バス車両に変更するか、車両を2台に増やして便数を2倍にすること。
- ⑤ 乗合タクシー「らくらく号」を2台運行とすること。
- ⑥ 慈恩寺観音から府内1丁目まで運行する「コミュニティバス」の運行経路が令和7年5月1日から変更され、本丸地域へ乗り入れたのはいいが、1日12便から7便へと減ってしまった。車両を増やし、2台体制の運行で1日14便の運行にすること。
- ⑦ 岩槻区内の東武アーバンパークライン踏切について旦過を除く7つの踏切は歩道がなく危険なため拡幅すること。
- ⑧ 綾瀬川の釣上新田地域に人道橋を建設すること。
- ⑨ 岩槻駅北西部に公民館及び図書館を建設すること。
- ⑩ 122号バイパスの開通により、加倉坂下地域と並木地域で24時間騒音被害が発生しているため、防音壁を高くするなど騒音対策を講じること。

以上